

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の
一部を改正する規則

堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第93号）の一部を次のように改正する。

別表第1第17号区分に該当する者の項中「199,584」を「206,864」に改める。

別表第2第10号中「158,200円」を「165,400円」に、「1,177円」を「1,231円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。